

# 金沢市環境にやさしい買い物推進店登録制度実施要綱

(平成22年6月15日決裁)

改正 平成25年3月26日決裁

改正 令和3年3月31日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び廃棄物の削減につながる環境に配慮した取組を行う市内の小売店を環境にやさしい買い物推進店（以下「推進店」という。）として登録し、推進店における取組の内容について広く市民に周知し、理解及び協力を求めることにより、その取組の拡大を図り、もって持続可能な社会の構築に資することを目的とする。

## (登録の対象となる店舗)

第2条 推進店の登録の対象となる事業者の店舗は、地球温暖化防止又は廃棄物の削減に資する資源循環、省エネルギー・省資源等の取組として市長が適当と認める取組を実施する市内の店舗とする。

## (推進店の申請)

第3条 事業者は、その店舗について推進店の登録を希望する場合は、金沢市環境にやさしい買い物推進店登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

## (推進店の登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する推進店の登録の対象に該当すると認めるときは、推進店として登録し、登録証及び登録ステッカーを交付するものとする。

2 推進店の登録は、店舗ごとに行うものとする。

3 金沢市におけるレジ袋の大幅な削減に向けた取組に関する協定を市長と締結した事業者の店舗及びエコショップ・アクションプラン認定制度に基づき行動計画を認定された事業者の店舗については、推進店の登録を受けたものとみなす。

## (取組の推進)

第5条 推進店は、登録証及び登録ステッカーを店頭等の見やすい場所に掲示し、その登録に係る取組について、市民の理解及び協力が得られるよう努めなければならない。

2 推進店は、毎年、環境月間である6月及び3R推進月間である10月中は、市民の環境

にやさしい買い物の定着に向けて、取組の強化に努めるものとする。

(取組状況の報告等)

第6条 事業者は、前年度における推進店の取組の状況について、金沢市環境にやさしい買い物推進店取組状況報告書(様式第2号)により、毎年4月30日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、推進店の取組の状況を市民に公表するものとする。

(登録の変更)

第7条 事業者は、事業者の氏名若しくは住所又は店舗の名称若しくは所在地に変更が生じたときは、金沢市環境にやさしい買い物推進店登録内容変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第8条 事業者は、推進店の登録を辞退するときは、金沢市環境にやさしい買い物推進店登録辞退届(様式第4号)に登録証及び登録ステッカーを添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、推進店が登録に係る取組を実施していないと認めるときは、その店舗の事業者に対して、当該取組を行うよう勧告するものとする。

2 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、推進店の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 環境の保全に関する法令の重大な違反があったとき。
- (3) 第6条第1項の規定による報告に偽りがあったとき。
- (4) 事業者から登録を辞退する旨の申出があったとき。
- (5) 営業の廃止を確認したとき。
- (6) 前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

3 前項の規定により登録を取り消された店舗の事業者は、速やかに当該店舗に係る登録証及び登録ステッカーの掲示を中止し、市長に返還しなければならない。

(市民への周知)

第10条 市長は、推進店の取組の拡大を図るため、市民に対し、ホームページ等を通じて積極的に周知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月26日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。